

(案)

令和8年 月 日

(名称) 瑞浪市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

瑞浪市内の公共交通は、他市に跨る鉄道や東鉄バス（路線バス）などの他、タクシー、コミュニティバス、市が運営するデマンド交通（平成28年10月から導入）がある。

市内を運行しているデマンド交通については、北部デマンド交通と陶デマンド交通を運行している。北部デマンド交通は、コミュニティバスが通っていない昼間の時間帯に、市の中心部へ買い物や通院など地域間移動を担う重要な路線としての役割に加えて、地域間幹線系統に接続することで、市民の広域移動を補完する役割を担っている。陶デマンド交通は、令和7年10月からコミュニティバス陶線を転換し、陶町内の移動手段として運行している。また、東鉄バス明智線に接続することで、市の中心部への移動を補完する役割を担っている。

本市及び交通事業者による運営努力だけでは路線維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）により対象路線を確保、維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

【対象路線】瑞浪市デマンド交通 ●北部デマンド交通

- ・日吉・明世ルート
- ・大湫・日吉東部ルート
- ・釜戸ルート

●陶デマンド交通

※北部デマンド交通は、JR瑞浪駅にて東鉄バス「明智線」及び「瑞浪＝東駄知＝多治見線」と接続

※陶デマンド交通は、停留所「大川」「大川団地前」「水上」「樋の下」「陶町口」「陶コミュニティセンター前」にて東鉄バス「明智線」と接続

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

〈北部デマンド交通〉

・利用者数

北部デマンド交通の人口千人あたりの年間利用回数 53 回/千人・年（令和4年度）を維持する。

・収支率

北部デマンド交通の収支率 12.6%（収入（768 千円）/経費（6,079 千円）×100（令和4年度））

を維持する。（基準値計算式における収入に対し人口増減率を加味した数値とする）

・市の運行費用負担額

北部デマンド交通に係る市の運行費用負担額 5,311 千円を維持する。（基準値計算式における収入に対し人口増減率を加味した数値とする）

〈陶デマンド交通〉

・運行割合

陶デマンド交通の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合 30%以上（（実績運行回数/計画運行日数×3回）×100）を維持する。

・収支率

陶デマンド交通の収支率 10%（収入（288 千円）/経費（2,880 千円）×100（年間見込額））
（瑞浪市地域公共交通計画 P67・77 参照）

(2) 事業の効果

北部デマンド交通は、市北部地域の日吉・大湫・明世・釜戸地区と、地域間幹線系統である東鉄バス「明智線」及び「瑞浪＝東駄知＝多治見線」や市街地を結ぶ移動手段が確保される。陶デマンド交通は、地域内の移動手段を確保し、東鉄バス「明智線」に接続することで、市街地への移動手段が確保される。そのため、デマンド交通によって地域の住民の日常生活に必要な移動手段が維持される。

近年、運転免許証を返納する高齢者が増加しており、返納後の移動手段の受け皿として、デマンド交通が重要な役割を担っていくことになる。高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出機会を増やすことで、人と人の交流を促進し、地域の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・毎年度、デマンド交通の周知及び利用促進のため、時刻表を印刷、製本の上、全戸配布を行う。(瑞浪市)(瑞浪市地域公共交通計画 P73)

・市広報、地域広報誌にデマンド交通利用啓発の記事を掲載し、利用促進を図る。(瑞浪市、自治会)(瑞浪市地域公共交通計画 P73)

・地域の自治会の会合に出向き、デマンド交通の制度説明会を行い、利用方法等の制度周知を行う。特に稼働率が低迷している大湫・日吉東部ルートは、重点的に説明会を実施し、利用促進に努める。(瑞浪市)(瑞浪市地域公共交通計画 P70)

・自治会要望の集約、デマンド交通・コミュニティバスの利用者、登録者へのアンケート調査を実施し、自治会、登録者、利用者のニーズに的確に応え、利用しやすい交通手段となるよう、対応可能な要望については順次対応していく。(瑞浪市、自治会)(瑞浪市地域公共交通計画 P70・73)

・デマンド交通の新規登録者の開拓と利用促進に向け、乗り方教室の開催やデマンド交通登録者への利用の働きかけなどを実施する。(瑞浪市、交通事業者、自治会)(瑞浪市地域公共交通計画 P73)

・運転免許証自主返納支援制度を実施し、自家用車から公共交通への利用転換を促進し、デマンド交通等の新規利用者の掘り起しを図る。(瑞浪市、警察)(瑞浪市地域公共交通計画 P73)

※運転免許証自主返納支援制度の内容

運転免許証を自主返納する高齢者に対して、コミュニティバス、デマンド交通、東鉄バス、タクシーの回数券、利用券を5,000円分交付する制度。高齢者交通安全教室、長寿クラブなどでPRする。

・デマンド交通の観光利用を促進し利用者の増加に繋げる。(瑞浪市、観光施設)

※デマンド交通の観光利用の内容

観光客から問い合わせが多かった中山道宿場町(大湫宿、細久手宿)、市民公園(化石博物館等)への交通手段について、デマンド交通を観光目的で利用できる運用とした。市のホームページのほか、観光施設等のホームページにおいても、交通アクセスにデマンド交通を掲載しPRする。(瑞浪市地域公共交通計画 P73)

・陶デマンド交通については、住民ニーズや利用実態の把握に努め、適宜ルートや運行方法等の改善、利用方法の周知等を行う。(瑞浪市地域公共交通計画 P59)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る北部デマンド交通(「日吉・明世ルート」「大湫・日吉東部ルート」「釜戸ルート」)及び陶デマンド交通について、その運行に係る費用総額8,079千円(北部デマンド交通5,267千円(令和5年度実績)+陶デマンド交通2,812千円(予算額))のうち、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

(国庫補助金は協議会へ支払われるため清算金として市へ納める。)

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支、市の運行費用負担額について、数値指標によるモニタリング・評価を実施（測定方法としては交通事業者、市のデータによるもの） その他、目標に関する分析として以下の取り組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート（デマンド登録者へアンケートを送付） ・地区要望集約（連合自治会を通じて各地区の要望を集約） （瑞浪市地域公共交通計画 P66～67、P75～77）
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし。</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし。</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし。</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成25年度

第1回瑞浪市地域公共交通会議（平成25年5月13日）

- ・ 会議規程等承認
- ・ 平成25年度予算承認
- ・ 瑞浪市地域公共交通総合連携計画策定業務委託事業者選定
- ・ 幹事会、瑞浪市地域公共交通総合連携計画策定業務プロポーザル審査分科会委員選考

第2回瑞浪市地域公共交通会議（平成25年7月8日）

- ・ 瑞浪市地域公共交通総合連携計画策定業務委託事業者選定
- ・ 各種アンケート調査実施承認

第3回瑞浪市地域公共交通会議（平成25年12月18日）

- ・ 平成25年度補正予算承認
- ・ 瑞浪市地域公共交通総合連携計画策定方針検討

第4回瑞浪市地域公共交通会議（平成26年2月25日）

- ・ 瑞浪市コミュニティバス運行経路等変更承認（平成26年4月改正）
- ・ 瑞浪市地域公共交通総合連携計画（案）、パブリックコメント実施承認

第5回瑞浪市地域公共交通会議（平成26年3月24日）

- ・ 瑞浪市地域公共交通総合連携計画策定承認

平成26年度

第1回瑞浪市地域公共交通会議（平成26年7月7日）

- ・ 平成25年度事業報告及び決算の承認
- ・ 平成26年度事業計画案及び予算案の承認
- ・ 瑞浪市生活交通ネットワーク計画策定業務プロポーザル審査分科会委員選考

第2回瑞浪市地域公共交通会議（平成27年1月16日）

- ・ 瑞浪南中学校のスクールバスについて
- ・ 東濃鉄道「瑞浪＝土岐線」廃線の対応検討
- ・ 瑞浪市生活交通ネットワーク計画素案検討
- ・ 瑞浪市生活交通ネットワーク計画分科会設置検討

第3回瑞浪市地域公共交通会議（平成27年3月4日）

- ・ 公共交通体系再構築基本方針承認
- ・ パブリックコメント実施承認
- ・ 平成26年度補正予算案承認

第4回瑞浪市地域公共交通会議（平成27年3月20日）

- ・ 瑞浪市生活交通ネットワーク計画案検討

平成27年度

第1回瑞浪市地域公共交通会議（平成27年4月28日）

- ・ 平成26年度事業報告及び決算の承認
- ・ 平成27年度事業計画案及び予算案の承認
- ・ 瑞浪市生活交通ネットワーク計画の策定について

第2回瑞浪市地域公共交通会議（平成27年8月3日）

- ・ 瑞浪市内の交通状況について
- ・ デマンド交通導入のスケジュールについて
- ・ 多治見市における路線バス昼間割引制度について
- ・ バス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について

第3回瑞浪市地域公共交通会議（平成28年1月15日）

- ・ 瑞浪市生活交通ネットワーク計画の修正について
- ・ デマンド交通導入のスケジュールについて

平成28年度

第1回瑞浪市地域公共交通会議（平成28年5月26日）

- ・ 平成27年度事業実績報告
- ・ 平成28年度事業計画案及び予算案の承認
- ・ 瑞浪市コミュニティバス運行内容変更案（平成28年10月改正）の承認

- ・瑞浪市デマンド交通運行内容案（平成28年10月導入）の承認
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について
- 第2回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（平成28年6月27日）
- ・生活交通確保維持改善計画の策定について
- 第3回瑞浪市地域公共交通会議（平成29年2月2日）
- ・平成28年度決算の承認
 - ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更案（平成29年4月改正）について
 - ・瑞浪市デマンド交通運行内容変更案（平成29年4月改正）について（釜戸地区における試験運行）
- 平成29年度
- 第1回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（平成29年6月20日）
- ・平成28年度事業実績報告及び決算について
 - ・平成29年度事業計画案及び収支予算案の承認
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画案について
 - ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画事業実施状況の評価案について
- 第2回瑞浪市地域公共交通会議（平成30年1月12日）
- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更案（平成30年4月改正）について
 - ・瑞浪市デマンド交通運行内容の変更案（平成30年4月改正）について
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
- 平成30年度
- 第1回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（平成30年6月15日）
- ・平成29年度事業実績報告及び決算について
 - ・平成30年度事業計画案及び予算案について
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画案について
 - ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の評価案について
- 第2回瑞浪市地域公共交通会議（平成31年1月7日）
- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更案（平成31年4月改正）について
 - ・瑞浪市デマンド交通運行内容変更案（平成31年4月改正）について
 - ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の具体的事業の整理について
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
- 令和元年度
- 第1回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（令和元年6月20日）
- ・平成30年度事業実績報告及び決算について
 - ・平成31年度（令和元年度）事業計画案及び予算案について
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画案について
 - ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の評価案について
- 第2回瑞浪市地域公共交通会議（令和2年1月8日）
- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更案（令和2年4月改正）について
 - ・瑞浪市デマンド交通運行内容変更案（令和2年4月改正）について
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
 - ・恵那市コミュニティバス停留所の移設について
- 令和2年度
- 第1回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（令和2年5月18日）
- ・令和元年度事業実績報告及び決算について
 - ・令和2年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
 - ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の評価（案）について
 - ・恵那自主運行バス（瑞浪＝山岡線）の運賃改定について
- 第2回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（令和3年1月13日）
- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容の変更（案）について
 - ・瑞浪市デマンド交通運行内容の変更（案）について
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
- 令和3年度

第1回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（令和3年5月13日）

- ・令和2年度事業実績報告及び決算について
- ・令和3年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の評価（案）について

第2回瑞浪市地域公共交通会議（令和4年1月14日）

- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容の変更（案）について
- ・瑞浪市デマンド交通運行内容の変更（案）について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
- ・地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要について

令和4年度

第1回瑞浪市地域公共交通会議（書面協議）（令和4年5月19日）

- ・令和3年度事業実績報告及び決算について
- ・令和4年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の評価（案）について

第2回瑞浪市地域公共交通会議（令和5年1月13日）

- ・令和4年度の追加予算（案）について
- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更（案）について
- ・瑞浪市デマンド交通運行内容変更（案）について
- ・ミライロID制度の導入（案）について
- ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について
- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の総評（案）について
- ・法定協議会への移行（案）について
- ・瑞浪市地域公共交通計画の策定（案）について

令和5年度

第1回瑞浪市地域公共交通協議会（令和5年5月12日）

- ・令和4年度事業実績報告（案）及び決算（案）について
- ・令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ・生活交通確保維持改善計画（案）について
- ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の評価（案）について
- ・瑞浪市地域公共交通計画の策定に係るプロポーザル審査要項（案）について

第2回瑞浪市地域公共交通協議会（令和5年7月27日）

- ・瑞浪市観光協会が運行する観光デマンド交通について
- ・瑞浪市地域公共交通計画策定について
- ・令和5年度事業計画（変更案）について

第3回瑞浪市地域公共交通協議会（令和5年10月26日）

- ・公共交通に関する課題と計画の方向性（案）

第4回瑞浪市地域公共交通協議会（令和5年12月27日）

- ・瑞浪市地域公共交通計画（素案）について

第5回瑞浪市地域公共交通協議会（令和6年1月17日）

- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更（案）について
- ・瑞浪市デマンド交通運行内容変更（案）について
- ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について
- ・瑞浪市地域公共交通計画（案）について

第6回瑞浪市地域公共交通協議会（令和6年3月15日）

- ・瑞浪市地域公共交通計画（案）パブリックコメント結果について
- ・陶線・萩原線デマンド交通導入スケジュールについて

※「瑞浪市地域公共交通計画」は、第6回協議会にてパブリックコメントの結果を報告後、庁内の承認を経て3月18日に策定。

令和6年度

第1回瑞浪市地域公共交通協議会（令和6年5月17日）

- ・令和5年度事業実績報告（案）及び決算（案）について
- ・令和6年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ・地域公共交通確保維持事業に係る瑞浪市地域公共交通計画の別紙（案）について
- ・瑞浪市地域公共交通計画の記載変更について
- ・陶町新地域公共交通ネットワークの導入について

第1回瑞浪市地域公共交通協議会幹事会（令和6年5月17日）

- ・陶町新地域公共交通ネットワークの導入について

第1回瑞浪市地域公共交通協議会運賃料金部会（書面協議）（令和6年7月22日）

- ・瑞浪市観光協会が運行する観光デマンド交通の運賃について

第2回瑞浪市地域公共交通協議会（書面協議）（令和6年7月22日）

- ・瑞浪市観光協会が運行する観光デマンド交通の運行内容（運賃以外）について

第2回瑞浪市地域公共交通協議会幹事会（令和6年9月10日）

- ・陶町新地域公共交通ネットワークの導入について

第3回瑞浪市地域公共交通協議会（報告事項のみ）（令和6年9月10日）

- ・瑞浪市観光協会が運行する観光デマンド交通について
- ・陶町新地域公共交通ネットワークの導入について（幹事会より報告）
- ・稲津町地区のAIオンデマンド交通導入検討事業開始について

第4回瑞浪市地域公共交通協議会（令和7年1月29日）

- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更（案）について
- ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について
- ・瑞浪市コミュニティバス車両の移動円滑化基準適用除外について

第5回瑞浪市地域公共交通協議会（書面報告）（令和7年3月25日）

- ・瑞浪市地域公共交通運行業務（コミュニティバス・北部デマンド交通、陶デマンド交通）プロポーザル審査結果について

令和7年度

第1回瑞浪市地域公共交通協議会（令和7年5月19日）

- ・令和6年度事業実績報告（案）及び決算（案）について
- ・令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ・瑞浪市地域公共交通計画の評価等結果（案）について
- ・陶デマンド交通の運行内容について
- ・瑞浪市地域公共交通計画の記載変更について
- ・地域公共交通確保維持事業に係る事業計画（案）について

第1回運賃料金部会（令和7年5月19日）

- ・陶デマンド交通の運賃について

第2回運賃料金部会（書面協議）（令和7年6月3日）

- ・陶デマンド交通の運賃について

第3回運賃料金部会（書面協議）（令和7年8月14日）

- ・瑞浪市観光協会が運行する観光デマンド交通の運賃について

第2回瑞浪市地域公共交通協議会（書面協議）（令和7年8月14日）

- ・瑞浪市観光協会が運行する観光デマンド交通の運行内容（運賃以外）について

第3回瑞浪市地域公共交通協議会（令和7年10月15日）

- ・東鉄バス明智線の400円上限運賃制度について

第4回瑞浪市地域公共交通協議会（令和8年1月29日）

- ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更（案）について
- ・瑞浪市デマンド交通運行内容変更（案）について
- ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について
- ・瑞浪市コミュニティバス車両の移動円滑化基準適用除外について
- ・恵那市自主運行バス（瑞浪山岡線）の運行内容変更（案）について

令和8年度

第1回瑞浪市地域公共交通協議会（令和8年5月18日）

- ・令和7年度事業実績報告（案）及び決算（案）について
- ・令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ・瑞浪市地域公共交通計画の評価等結果（案）について

- ・ 地域公共交通確保維持事業に係る事業計画（案）について
- ・ コミュニティバス車両の移動円滑化基準適用除外について
- ・ 瑞浪市地域公共交通計画の更新について

19. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート調査、バス利用者アンケート調査、デマンド交通登録者アンケート調査、区長会要望調査等により得られた住民や利用者、交通事業者等の意見を反映し、パブリックコメントを経て瑞浪市地域公共交通計画を作成した。また、毎年度実施しているコミュニティバスとデマンド交通の利用者アンケートや地区要望調査にて意見聴取を行い、ダイヤ改正等の際に反映させている。

陶デマンド交通の導入説明会では、新規ルートの要望を伺い、事業者と協議の上可能な限り反映させた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

(所 属) 経済部商工観光課

(氏 名) 林 卓磨

(電 話) 0572-68-9803

(e-mail) shoko@city.mizunami.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。